

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次

- 第1 申請者
- 第2 申請書
- 第3 検査対象外軽自動車等の提示
- 第4 告示
- 第5 点検整備方式の周知方法
- 第6 出荷検査
- 第7 変更等の承認及び届出
- 第8 設計又は製作の過程に起因する基準不適合についての改善措置
- 第9 検査対象外軽自動車等型式認定申請書等の経由及び検査対象外軽自動車等の提示の特例
- 第10 資料の提出
 - 第11 型式認定番号等
 - 第12 申請書等へ記入する署名等
 - 第13 指定装置等を装着している場合等の取扱い
 - 第14 電子申請による届出

第1 申請者

1 施行規則第62条の3第1項の規定による検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「検査対象外軽自動車等」という。）の型式についての認定並びに施行規則第67条第1項の規定による原動機付自転車用原動機の型式についての認定（以下「型式認定」と総称する。）の申請は、次に掲げる者が行うことができる。

- (1) 検査対象外軽自動車等の製作を業とする者又はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者（外国において本邦に輸出される検査対象外軽自動車等を製作することを業とする者又はその者から当該検査対象外軽自動車等を購入する契約を締結している者であって当該検査対象外軽自動車等を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）
- (2) 原動機付自転車用原動機の製作を業とする者（外国において本邦に輸出される原動機付自転車用原動機を製作することを業とする者を含む。以下「製作者」という。）

2 検査対象外軽自動車又は小型特殊自動車の型式認定を受けようとする者は、型式認定の申請に係る検査対象外軽自動車又は小型特殊自動車について、法第29条第2項又は第30条の規定による車台番号等の打刻の届出が行われていることをあらかじめ確認しておくこと。

第2 申請書

型式認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、第1号様式による型式認定申請書及び別表に掲げる添付書面を提出すること。

第3 検査対象外軽自動車等の提示

- 1 検査対象外軽自動車等に係る申請者は、国土交通大臣に対し、申請に係る検査対象外軽自動車等であって運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び次項に規定するところにより走行を行ったもの（特殊な構造を有するものを除く。以下「走行車」という。）を提示すること。
- 2 前項の規定により国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件は、次表上欄

に掲げる検査対象外軽自動車等の種類に応じ、同表中欄に掲げる走行キロ数（小型特殊自動車にあっては走行時間数）以上を、同表下欄に掲げる走行条件で走行するものとする。

検査対象外軽自動車等の種類	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの				軽油を燃料とするもの	
	二輪の軽自動車	第2種原動機付自転車	第1種原動機付自転車	小型特殊自動車	小型特殊自動車	
定格出力				19kW以上 560kW未満	19kW以上 37kW未満	37kW以上 560kW未満
走行キロ数（小型特殊自動車にあっては走行時間数）	24,000 km	8,000 km	6,000 km	5,000 時間	5,000 時間	8,000 時間
走行条件	<p>1 二輪の軽自動車及び原動機付自転車にあっては、次の条件A又はBを満足すること。</p> <p>条件A</p> <p>(1) 二輪の軽自動車にあっては、主として30～60km/hまでの範囲における走行が60%以上、100±5km/hの速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が20%以上</p> <p>(2) 第2種原動機付自転車にあっては、主として30～60km/hまで（第1種原動機付自転車にあっては、15～30km/hまで）の範囲における走行が80%以上</p> <p>条件B</p> <p>(1) 二輪の軽自動車にあっては、発進が1時間に20回以上とし、100km/h以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が8%以上、平均速度は45km/h以上。</p> <p>(2) 原動機付自転車にあっては、発進が1時間に20回以上とし、60km/h（第1種原動機付自転車にあっては、30km/h）以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が8%以上、平均速度は45km/h（第1種原動機付自転車にあっては、22.5km/h）以上。</p> <p>2 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車にあっては、次に掲げる原動機の運転条件に該当する走行条件を満足すること。</p> <p>(1) 走行時の原動機の平均負荷率が30パーセント以上</p> <p>(2) 原動機を定格回転速度の60パーセント以上で運転している走行時間数の割合が80パーセント以上</p> <p>(3) 原動機を定格回転速度の90パーセント以上で運転している走行時間数の割合が6パーセント以上</p> <p>3 軽油を燃料とする小型特殊自動車にあっては、次に掲げる原動機の運転条件に該当する走行条件を満足すること。</p> <p>(1) 走行時の原動機の平均負荷率が40パーセント以上</p> <p>(2) 原動機を定格回転速度の60パーセント以上で運転している走行時間数の割合が70パーセント以上</p> <p>(3) 原動機を定格回転速度の90パーセント以上で運転している走行時間数の割合が20パーセント以上</p>					

3 前項の走行車の提示については、次に掲げる書面の提出をもって代えることができる。

(1) 型式認定の申請に係る検査対象外軽自動車等（以下「申請検査対象外軽自動車等」という。）